

第986回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和6年10月28日(月)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 佐藤教育長、小川委員、小室委員、佐浦委員、鳩原委員、福與委員

4 説明のため出席した者

佐藤副教育長、千葉副教育長、遠藤副教育長、鎌田総務課長、熊谷教育企画室長、片岡福利課長、工藤教職員課長、本田義務教育課長、菊田高校教育課長、高橋高校教育課教育改革担当課長、菊田高校財務・就学支援室長、山内特別支援教育課長、安倍施設整備課長、大宮司保健体育安全課長、佐藤生涯学習課長、高橋文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第985回教育委員会会議録の承認について

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第986回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

佐藤教育長 小室委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 職員の人事について

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

佐藤教育長 「6 専決処分報告」の(2)及び「7 議事」の1号議案については、不開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。

秘密会とする案件は、「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 職員の交通事故に係る和解について

(説明者：遠藤副教育長)

「職員の交通事故に係る和解について」御説明申し上げる。

資料左側を御覧願いたい。

事故の概要は、令和6年5月31日に錦ヶ丘ヒルサイドモール駐車場において、光明支援学校主任技師が、校外学習を終えた児童を乗車させるために公用車を移動、後退した際に、駐車中の相手方車両に接触し、当該車両を損傷させたものである。

この事故による人的被害はなかった。

この事故は、職員の公務中に発生した事故であり、相手方に過失がないことから、県が相手方に損害賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方に損害額の全額である114,025円を支払うこととして、和解が成立したところである。

損害賠償額の支出については、県が契約する損害保険会社の保険金支出とした。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月9日に知事による専決処分が行われ、9月議会において当該専決処分の報告を行った。

今回の事故を受け、各特別支援学校に対し、改めて安全運転励行について指導したところである。

本件については、以上である。

(質 疑) (質 疑 な し)

10 専決処分報告

(1) 第393回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：佐藤副教育長)

「第393回宮城県議会（令和6年9月定例会）議案に対する意見について」御説明申し上げます。

はじめに、資料右側を御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、9月4日付けで知事から提出議案について意見を求められたのでその議案の内容について御説明申し上げます。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、1,219万9千円を増額計上しようとするものである。

この内容については、「2 予算議案(1)増額補正」に記載しているとおり、加美農業高等学校における、地域の産業界等との連携による産業人材の育成に要する経費や、普通科改革支援事業として中新田高等学校における、地域課題の解決に向けた関係機関等との連携体制の構築等に要する経費を計上している。

「(2)債務負担行為」であるが、新たなタイプの学校「アイデアルスクール」の開設に向けた校舎改修の設計に係る経費について、必要な期間及び限度額を設定するものである。

「3 予算外議案(1)条例議案」であるが、議第126号議案は、令和7年4月に開校予定の松陵支援学校の新設並びに令和7年3月に閉校予定の柴田農林高等学校及び大河原商業高等学校の廃止のため、県立学校条例について所要の改正を行おうとするものである。

次に、「(2)条例外議案」であるが、議第128号議案は、県立学校において使用する情報通信機器（プロジェクタ等）一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月4日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、予算議案及び予算外議案ともに、10月17日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、併せて報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

鳩原委員

宮城広瀬高校については、先進的な取組が行われるであろう学校であり、在校生への対応のみならず、県内に広く拓かれた学校にする必要があると考えている。

同校の設計予算について、拓かれた学校とするための取組に係る予算等、通常の学校の設計予算以外の部分で何か積算している項目や金額はあるか。

施設整備課長

宮城広瀬高校の改修は、長寿命化の改修が基本的なスタンスであり、設計期間を20月としている。また、予算的には他校の設計予算と同程度を見越しており、他校より幅広に措置しているわけではない。

鳩原委員

承知した。予算の制約を理由として素晴らしい取組やアイデアが活かせなくなることがないように、検討を続けていただきたい。

11 議事

第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料右側を御覧願いたい。

「1 改正理由」であるが、令和7年度県立高等学校組織編制計画並びに令和6年度、令和5年度及び令和4年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うものである。

「2 改正内容」であるが、まず、「(1) 令和7年度県立高等学校組織編制計画関係」の「イ 学年制による全日制の課程」については、組織編制計画自体は本年6月に報告したところであり、分校化に伴い、蔵王高等学校及び一迫商業高等学校の募集を停止するとともに、新たにそれぞれ白石高等学校蔵王キャンパス及び築館高等学校一迫商業キャンパスを設置するものである。

次のページの資料左側を御覧願いたい。

南部地区の再編統合による分校の移転に伴い、柴田農林高等学校川崎校の募集を停止するとともに、新たに大河原産業高等学校川崎校を設置するものである。また、富谷高等学校を1学級減じ、水産高等学校においては、学科改編に伴い、募集停止による海洋総合科を4学級減ずるとともに、船舶運航科、生物環境科及び食品科をそれぞれ1学級ずつ新たに募集するものである。

「ロ 単位制による全日制の課程」については、迫桜高等学校を1学級減ずるものである。

資料右側を御覧願いたい。

「(2) 令和6年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた鹿島台商業高等学校など3校について、学年進行による第2学年の収容定員を変更するものである。

「(3) 令和5年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、南部地区の再編統合により、募集を停止した大河原商業高等学校及び柴田農林高等学校、新設した大河原産業高等学校の3校について、学年進行による第3学年の収容定員を変更するものである。

次のページの資料左側を御覧願いたい。

学級減を実施した松島高等学校について、学年進行による第3学年の収容定員を変更するものである。

「(4) 令和4年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による定時制の課程」については、募集停止を行った大河原商業高等学校の定時制課程について、学年進行による第4学年の収容定員を変更するものである。

以上により、令和7年度の収容定員は12学級480人の減となる。改正の具体的な内容については、別紙の新旧対照表に記載のとおりである。

なお、施行期日は、「3」に記載のとおり、令和7年4月1日としている。

「4 経過措置」については、令和7年3月31日に宮城県柴田農林高等学校川崎校に在学する第1学年、第2学年の生徒等について、転学の手続きを行うことなく、同年4月1日に宮城県大河原産業高等学校の川崎校の相当の生徒とするものである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

鳩 原 委 員

柴田農林高等学校川崎校に在籍している生徒は転学の手続きを行うことなく、大河原産業高等学校川崎校の生徒とみなされるとのことであった。川崎校はこれまでも岩沼高等学園の川崎キャンパスと教育面で非常に密な交流が行われてきており、双方にとっても様々な成果が積み上げられてきている状況である。今回の改正により本校が柴田農林高校から大河原産業高校に変更となるが、引き続き岩沼高等学園川崎キャンパスとの連携が行われるよう、4月まで十分に学校間の引継、準備を行っていただきたい。

高 校 教 育 課

教育 改革 担当 課 長

本校が変わってもこれまで同様、岩沼高等学園との交流が密に行われるよう、しっかりと準備を行ってまいりたい。

小 川 委 員

これまでも生徒が集まらないということを理由に学級減や統廃合が行われているが、それらのデメリットを分析されているか。これから高校の将来構想を議論していく中で必要な分析だと考える。

高 校 教 育 課

教育 改革 担当 課 長

これまでも少子化による学校再編を行ってきたところであるが、再編に伴うカリキュラムの見直しにより、生徒にとって魅力的なカリキュラムになったものと認識して

小川委員 いる。再編した学校の中には再編後に再度充足率が低下している学校もあるため、引き続きカリキュラムの見直し等、学校の魅力化について検討してまいりたい。

小川委員 特に知りたいのは、人数が減った事に対して生徒はどのような反応を示しているのか。人数が減ると部活の人数も減り、学べる科目も減るなどの影響があると思われるが、それらのことを生徒や保護者はどのように受け止めているのか。生徒や保護者の感覚と再編構想の考えが噛み合っているのか、その点について御説明いただきたい。

高校教育課 たしかに人数が減ったことによる影響は様々な面であろうかと思われる。それらの
教育改革担当課長 影響をしっかりと分析して今後の将来構想に役立てたい。
佐藤教育長 (委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料右側を御覧願いたい。

「1 改正趣旨」であるが、(1) 先の9月定例県議会で可決された県立学校条例の一部を改正する条例の施行に伴い所要の改正を行うもの、(2) 令和7年度の県立特別支援学校高等部入学生募集に当たり、県立特別支援学校学則の収容定員を変更するものである。

「2 改正内容」であるが、(1) については、宮城県立松陵支援学校の新設及び宮城県立利府支援学校富谷校の分校付け替えに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) の高等部収容定員については、資料の表を御覧願いたい。

今年9月末現在における特別支援学校中学部及び中学校3年生の特別支援学校高等部への入学希望状況と、学校の受け入れ可能人数を踏まえ、第1学年の収容定員を変更するものである。併せて、今年度の高等部の第1学年と第2学年の生徒について、学年進行による来年度の第2学年と第3学年の収容定員を変更するほか、新設校である松陵支援学校の項目を追加するものである。

改正の具体的な内容については、別紙の新旧対照表に記載のとおりである。

なお、施行期日は、「3」に記載のとおり、令和7年4月1日としている。

「4 経過措置」の(1)については、松陵支援学校の新設において、令和7年3月31日に宮城県立小松島支援学校の松陵校の小学部児童並びに中学部の第1学年及び第2学年に在学する生徒について、転学の手続きを行うことなく、同年4月1日に松陵支援学校の相当の児童及び生徒とするものである。

(2) 及び(3)についても同様に、令和7年3月31日に宮城県立利府支援学校富谷校に在学する児童について、転学の手続きを行うことなく、同年4月1日に松陵支援学校富谷校の相当の児童又は松陵支援学校の相当の生徒とするものである。

なお、高等部の収容定員については、県立特別支援学校高等部及び高等学園の第1学年収容定員466人に対し、現時点での入学希望者は397人程度であり、収容定員が上回っているが、募集定員を超えている高等部・高等学園もあるため、不合格者が出てくる可能性がある。その場合でも、生徒の進学先が適切に確保されるよう各市町村教育委員会と連携しながら、今後更に教育相談を進めていく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

佐藤教育長 (委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

12 課長報告

(1) 令和6年度みやぎ教育日推進大会の開催について

(説明者：総務課長)

「令和6年度みやぎ教育の日推進大会の開催について」御説明申し上げます。

みやぎ教育の日推進大会は、「教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域社会及び学校が連携して本県教育の充実と発展を図るとともに、明日の宮城を担う子どもたちを育む」という「みやぎ教育の日を定める条例」の趣旨に基づき、平成17年から開催している。

今年度も昨年に続き、11月1日（金）に、ホテル白萩を会場に開催することとした。

今大会の内容としては、白石高等学校1年、大内天寧さんによる『『受け止める』姿勢で』と題した人権作文の発表や、大河原町立大河原小学校のみなさんによる「全校暗唱読本発表会に向けて」と題した映像での実践発表、元石巻市立門脇小学校長、鈴木洋子さんによる「東日本大震災—その時学校は—」と題した講演を予定している。

県教育委員会とともに主催者となっている「みやぎ教育の日推進協議会」は、現在、県内29の教育関係団体で構成されているが、11月の「みやぎ教育月間」には、各関係団体におかれても、毎年様々な取組が行われているところである。

先日、委員の皆様には御案内の文書をお配りしているので、御都合がよろしければ、ぜひ御出席いただくようお願いする。

本件については、以上である。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

(2) 宮城県立松陵支援学校の校章、校歌、制服（奨励服）等の制定について

(説明者：特別支援教育課長)

「宮城県立松陵支援学校の校章、校歌、制服（奨励服）等の制定について」御説明申し上げます。

はじめに、資料左側を御覧願いたい。

まず初めに概要についてであるが、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化解消のため、本年度開校の秋保かがやき支援学校に続き、小松島支援学校松陵校に高等部を設置し、令和7年4月に松陵支援学校が開校する。また、利府支援学校富谷校が、松陵支援学校の分校となる。

まず、「1 校名」についてである。

これまでの「旧仙台市立松陵小学校」及び「小松島支援学校松陵校」と同じく地域の名称を使い、宮城県立松陵支援学校、宮城県立松陵支援学校富谷校とした。

検討経過については、新設校に係る特別支援学校から公募により選定した。

なお、校名は、先の9月定例県議会で可決された県立学校条例の一部改正により、正式に決定された。

次に、「2 児童生徒数（見込み）」については、松陵校130人、富谷校は50人、高等部は年次進行で入学となるため、開校初年度は1学年だけで20人程度を見込んでいる。

「3 基本理念」は、「健康」「チャレンジ」「自立」の3つの柱で構成している。

「4 スクールカラー」は、黄色と青色の2色にしている。黄色は「元気」や「自立」、青色は「自信」や「広大」というイメージで、この2色を選定した。

次に、資料左側を御覧願いたい。

「5 通学区域」については、仙台市泉区及び宮城野区の一部、富谷市、大和町、大衡村の「二市、一町、一村」となる。富谷校については、中学部から松陵支援学校に通学することとなる。

「6 校章」については、宮城県内の特別支援学校と松陵地域の小・中高等学校にデザインを募集し、泉松陵高等学校1年の赤間由香さんの原案に決定した。その原案をもとに、宮城野高等学校美術科の生徒が協力し、色やデザインの補正を行い、校章が完成した。コンセプトは、「希望」や「喜び」の象徴とされる太陽をモチーフにしており、12年間の連続した学びを通して、入学した子供たちの小さな葉が太陽の光を浴びて、卒業するころには大きな樹木へと成長する様が描かれている。

次に、資料右側を御覧願いたい。

「7 校歌」については、作詞を宮城県田尻さくら高等学校教諭、梶原さい子氏、作曲を旧松陵小学校の校歌も作曲されている曾我道雄氏に依頼している。

最後に、「8 制服、体操着」についてである。制服は奨励服としている。ジェンダーフリーで、誰もがスラックスやキュロットを着用することができるよう対応する。ズボンやスカート、ネクタイには、スクールカラーがあしらわれ、ブレザーは、ストレッチ素材で着心地が良くジャケットを着なれない生徒でも、快適に着用することができる。「体操着」は、小学部から高等部まで着続けられる紺色をベースとし、スクールカラーの黄色がワンポイントに使用されたオリジナルのデザインとなっている。また、子供たちの安全に配慮して、伸縮性に富んだ動きやすい素材を使用し、背面には反射材が施され、暗いところでの事故防止にも配慮されている。

本件については、以上である。
(質 疑) (質 疑 な し)

13 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和7年3月高等学校卒業予定者就職内定状況（9月末現在）
- (3) 令和7年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項
- (4) 特別支援学校文化祭について

14 次回教育委員会の開催日程について

佐藤教育長 次回の定例会は、令和6年11月20日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後2時18分

令和6年11月20日

署名委員

署名委員